

M. アーノルド「保守主義の天頂」 及び日本統治機構の特質と矛盾Ⅱ

渡辺栄太郎

M. Arnold's "The Zenith of Conservatism", and the Characteristics and Contradictions of Japan's Sovereign Structure II

Eitaro WATANABE

1

"The Zenith of Conservatism"

アーノルドが生涯続けた視学官を退任した 1886 年、彼は職務の義務と多方面にわたった文筆活動との双方の拘束から解放されることになった。その頃或出版業者から、アーノルド自身の選択に委ねた 4 つの論説で 250 ポンドを支払うという申し出を受けたが、彼は物書きを商売にしたくないと言って断った。同年 10 月 21 日に、姉 Jane にこれを知らせていた。また彼は自由黨員になっていたので、先回の選挙で自由党が敗れたのにショックを受けた。政治的にはまだ希望があると考えて、次のような記事を書簡に記している。「Randolph Churchill 卿には新鮮味 (*freshness*) がある、大したものだ。この瞬間に大事なことは、流れに任すこと (*drifting*) です。アイルランドで無政府主義がはびこってイギリス教会が廃止されるのは望まないが、ランドロフ卿はその動きで何か重大な事件が起きそうだと感じ、Salisbury 卿の知性もそれに気付いている。私は恐らくクリスマスに Knowles (編集者) のために一つの政治論を書くことになろう。主なる流れに人々の眼を注がせ、脇道にそれぬようにするために」—*Letters, ed. Russel. (Critical and Explanatory Notes, "The Last Word" p.420)*

更に彼にはもう一つの打撃が襲った。アーノルドの論説中の英雄ランドルフ・チャーチル卿が、当該論の校正刷りを見ている間に内閣から辞任してしまったのである。「(12月23日に) Chanberlain の演説が行われて事態を一そう変えてしまった。でも私はすべて正しく処理し、この論説がとても巧く行って役立つよう希望している」と 12 月 27 日、彼は姉に語っていた。Knowles 氏は改訂した校正刷りを同月 28 日に受け取り、(この現物はオックスフォード・ベアリオルカレッジに所在) 自身で印刷業者に届けて、'Nineteenth Century' 誌一月号にアーノルドに依る最後の論説と

して掲載された。彼はこれで£50の支払いを受けた。後年 Neiman の “*Essays, Letters, and Reviews by Matthew Arnold*” の中に再版されている。本論の原典資料はミシガン大学アーノルド散文全集 XI, “*The Last Word*” からである。

※ ※

(1) 天文学者プトレマイオス (Ptolemy) の適切な格言「汝の終末も最後に近づくにつれ、善を成す己の努力を倍加せよ」(*Quum fini appropinquas, bonum cum augmento operare*) というのを、ベイコン卿 (Lord Bacon) はラテン語原文のまま引用した。私 (アーノルド) は幾たびも政治政党の動きを監察批判してきたが、職業政治家には不快感を抱いた人もあったことだろう。政治家の言動が実りある成功から逸脱している時、外側から観察してそれに口出して、少しは善に向かう希望と願望を表明できるかと思ったからである。自由党の敗北前にも Gladstone 氏の下での党の演技と情勢を批評し、この政党が *nadir* (天底) に達したと言われる中で Randolph Churchill 卿は辞職し、保守党が *Zenith* (天頂) に立ったと見られている。そこでこの保守主義が政党対立の外側から、並の人たちにどのように見え映っているのか、ここに探ってみようとする。

先回の議会選挙で、自由党員は保守主義の欠陥を見て当該部分 (行政権) から一掃しようと考えたが、その誤ちをよく知らされた。今は保守党員が国家への影響ある部分を冷静に確保しているところだ。グラッドストン氏は自由党の連合論者 (Liberal Unionists) を以て保守党と協同作業を友好的に進め、アイルランド問題を扱う話も出していた。チャーチル卿に代わって Salisbury 卿が受け継ぐことになったが、国家の精神 (the mind of the country) は、国力と安全保証で今までより一そう冷静に合理的意見に耳を傾けねばならなくなった。しかし議会と政党は多く信用を失ったに拘らず、保守党の有利に転回している。グラッドストン氏はエジプト問題や土地条例 (Land act) に成功したが、彼の自由党員たちとの行政執行は危険な策として止められた。それで理性ある人びとの善意が保守党ソールズベリー政権下に結集したと言うが眼ぼしい成果はなく、公平な観察者はその見方に賛同はできない。

まず保守党が立つか倒れるか。これを決定するのは公正で理性あるイギリスの意見である。そして政府が取り扱うべき緊急の重要事項は、手続き処置の問題、アイルランド問題、地方政治、教会国教の廃止の四つである。まず 1. 議事手続き (procedure)。下院での議員スキャンダルが一般の理性ある人たちにどう映ったか。国会議員の尊大さが国民を盲目と混乱に陥し入れ、嫌悪と恥辱への不安を抱かせていないか。‘Times’ 紙はこれに厳格な対処の必要を訴えている。それに冷静で思慮深い意見は厳正な改革に肩を持っている。そこで政府の改革への姿勢で、世論の支持が得られるか離反するかが決定される。 2. に地方自治の問題。ウエストミンスター議会で、イギリス人はスコットランド人を含めて統制されているが、アイルランドについてはそれが覚付かない。他の国では新しい必要に合わせて改革が実施されるが、イギリスでは改革が遅れ、混沌としたままである。例えばアメリカでは地方組織が連邦機構 (a federal organisation) の一部として構成され、プロシアでは 13 の州 (Provinces 原典, Provinz 独) と多くの地方、市や村があつてそれぞれに独自の集会組織を持つ。プロシアは共和国アメリカ同様、イギリス中流にはない地方と州の集会に公的

な権限を与えている。こうすればイギリスでも冷静で理性ある意見が地方政府にもたらされ、それがまたアイルランドの困難への救済策としても考慮され得るだろう。但し問題はアイルランドだけを一つの組織として考えるのか、イギリス王国全体として考えるのか、これが重要である。一口に言えば、明確な成功は政府・閣僚によって地方行政につき、全般的感性 (sentiment) を盛った法案を作製することだと言える。アイルランドにとって法案導入に適切な状況になれば、むしろその法案創出を引き延ばした方がよい。3. に教会廃止の問題。これはまたウェルズとも関連する事項である。所で本来自由党は行動と変化の政党であって、共同社会に於ける拡充の本能から合法的に必要な改革、無記名投票や選挙権の拡大を求めた。しかし単に機械的な動きだけで、思想性と洞察に欠けていた。George Trevelyan 卿は統一論者 (アイルランド自治反対) であるが、自由党を自分の宗教だと考えている。彼の一派は聖職 (the Church) 問題についても、古来の偉大な国家代理権の破壊を目論んだだけであった。一方、保守党が決定的で建設的な改革を創り出せるなら、転換 (mutation) の不便さもなく、序々の変化に依って利益をもたらす能力を示さねばならない。20 年程前に友人の一国会議員が提言した事だが、国教会では現在、Earl of Lansdale (ランズデイル伯爵) が 40 名程の教会聖職禄 (church living) の贈与特権を有し、聖職録所有者を指名しているという。この古くさい昔の政治・宗教のしきたりは、ばかげていてまさに刷新を必要とする。今まで社会がこれを黙してきたとは、とても考えられない。ランズデイル卿の聖職禄の授与権 (presentation) については、今後の在り方に関し政府が教会保護 (church patronage) の課題として取り挙げ、理性的意見と協調して対処しなければならない。我らの現実の政党、自由主義の不毛のプログラムでは、より適切な解決策を期待できない。理性的で現実的な政策を見出すことにこそ、真に保守党政権の持つ役目がある。国家の心は、良い政策に寄与するならば、心底から保守党に同調することであろう。

※以上は "The Zenith of Conservatism" 原文全訳の 5 分の 2 弱を要点中心に最大限要約し、論理的に再構成したものである。自由党の政策に期待が持てず保守党へ世論が傾いている中で、アーノルドは保守党の採るべき 4 つの課題を取り挙げた。議会の信頼をとり戻すための改革の必要、地方自治とアイルランド問題、アメリカとプロシアに習って地方・市町村に集会組織創設への提唱、またそれがアイルランド問題の解消にも役立つ事を望んでいる。最後に国教会廃止の問題があった。自由党が多少過激な主張で誤りを犯したこと、また教会聖職禄の贈与問題も取り上げられた。これだけでも 19 世紀後半イギリス政界事情の一端がよく描かれているのが判る。しかし一面、アーノルドの世論傾倒の姿勢が目立つようにも見えるが、保守主義に対する進歩政党の未熟さと苦勞がよく表われている。これは議会政治が十分成熟していないせいだと考えても、王政下のイギリス議会に限らず、世間を先導する進歩派の試練は、日本は勿論、一般にどこの国でも共通する事情なのかという思いがする。

(2) 唯今遂に保守党は、偉大であるのか危険なのかの重大な岐路に立った。アイルランドの問題である。もしこれに成功すれば Randolph Churchill 卿や Chamberlain 氏の言う通り、総ての疑念を乗り越えて、保守党は天頂に達することだろう。しかし失敗すれば民主主義の変節と受けとら

れ、その責任のすべてが呼び戻されることになる。本来‘Home Rule’は内政自治を意味するものだが、これを国家の心として語る人たちには混乱が見られ出した。グラッドストーン氏一派の宣言したことは‘A separate Parliament for Ireland, with an Irish executive responsible to that Parliament’⁽¹⁾であって、重点は‘Home Rule’がアイルランド人にイギリスと分離した議会と行政府を持たせるということである。その上この法案は、今やアイルランド問題に限定して用いられるようになった。彼らの思い通り何らかの協定は結ばれるだろうが、保守党の考える所ではこれは危険な方策で、イギリスでは反対論が国中で多く、問題はアイルランド人の内的事例 (the case home) にあって、彼らが要求している施策でも心情を満たす対策でもないという。実は Spencer 卿がホイッグ主義 (Whiggery) の信条に照らして、アイルランドの人びとに、イギリス議会に‘Home Rule’を与えて欲しいという要望は持たないのかという質問を発した際に、アイルランド側は強い要求を出せなかった。ここにこそ解決の糸口があるように思われる。アイルランドに独立した地方議会と行政部を許すことは、合衆国南部に議会と行政部を設置することと同じであり、むしろそれ以上に危険であろう。政治ゲーム意識と政治才覚は、アイルランド人も南部人も同じように強い。勿論分離した議会がより有利であると考えアイルランド人も少なくはない。

1792年にバーク (Edmund Burk, 1729-1797) は、この2つの国の合同連合について、その解決の困難さを認める発言をしていた。しかし今1886年になってこの問題にタッチしてみると、アイルランドに分離した議会を与えることは、単に両国に難問と不信を増大させるだけでなく、大イギリスにとって没落の契機となり、アイルランドは世界でも最も零落・荒廃した国になるだろうと予測する。それは不適切危険な後退であって、バークもこのような考えだったろうと言う。アーノルドはここでシェークスピアの一句を警句として提示した。その上で市民のもめ事をよく観察したフランスの一婦人の言葉を引き合いに出している。‘ce qu'ils demandent n'est pas ce qu'il faut pour les apaiser’⁽²⁾「彼らが求めるものは、彼らに平静をもたらすために役立つものではない。」 Harting 卿の健全な判断に見るように、保守党は全体に冷静でブレないイギリスの心を維持し、‘Home Rule’への抵抗の成功を期待している。またアイルランド統治の法令 (acts) を当時好意的に受けとる筋もあったが、Sheehy氏はアイルランドの群衆に尋ねていた、「何が支払う公正な地代になるのか？」(What might be a fair rent to pay?)。それに一人の声が答えた、「何もいらぬ！」爆笑と拍手が続いた。シーヒイ氏は言った。「あなた方の音楽が好きだ。多くの人が喜ぶよう希望する」と。O'Brien氏は語る。「我われは勝利に向かって進み続ける。地主主義とイギリス支配の2つの呪いからこの土地を解放するまで」。O'Connellは1824年に起訴された時、「もし議会がカトリックの要求 (the Catholic claims) に配慮しなければ、一人のBolivar⁽³⁾が彼らの権利擁護に立ち上がるだろう」と。しかし公正な心の平和的イギリス人の多くは、挑戦的に政府と立法院を設立するのはアイルランド人にとって致命的だと考えている。国家の心は熱狂的無秩序を抑える事には成功せねばならず、その無秩序を抑止するのに、未だアイルランドには陪審性・行政権が確立されていない。イングランドに裁判地を変更して行うなどは彼らが決して喜ぶことではない。犯罪と暴虐をもたらし易い事が Dillon氏、O'Brien氏、Sheehy氏らに指摘されたことから、その行政は厳然

ダブリン市中心部の一つオコンネル広場風景、中央奥に銅像が見える。(一九八四年夏季)



とした知性と豊かな経験とで、首尾一貫して物事に対処しなければならない。独自の政府の力で、*United Ireland* を統治することが要求されるが、現在、当地の陪審には殆ど役に立つ見込みはない。

What, however, as to Mr. Dillon's contention that he is 'endeavouring to bring pressure to bear upon bad landlords to get rack-rents reduced, and to save the tenants, who cannot possibly pay them, from destitution and misery?' (4)

「けれども、『法外な地代を減らすよう悪い地主に圧力をかけ、窮乏と惨めさから殆ど地主に支払いが出来ない借地人を助ける努力を自分でしている』という主張のデイルン氏についてはどうなのか？」

答えは、アイルランドに悪い地主の居ることを認め、政府の利権で歪められず、困乱・犯罪・暴発といった無秩序を抑止する断固とした公共性を育成することにある、という。

※保守党の天下を迎えようとし、アイルランド問題がその肩に重くのし掛かっている情勢である。グラッドストンの率いる自由党が‘Home Rule’を導入し、アイルランドに英国と分離した議会・行政府を認めようとしている。これに対するイギリスの反発と懸念は、自国の没落の危険、アイルランドの困乱と離反にあった。アイルランドでは苛酷な土地所有に依る地主主義と英国支配の重圧があり、それに伝統的なカトリックの宗教問題も絡んでいた。アーノルドはこの困乱を回避するため、アイルランドの治安の不備と自治性の不全を指摘し、グラッドストンの政策に反対している。当時 19 世紀後半、いかにイギリスにとって、アイルランド問題が重大な国内課題であったかが判る。

1640 年、ピューリタン革命を経て、クロムウェルは 49 年に反革命の拠点としてアイルランドに遠征した。当地では徹底した収奪を行い、以来アイルランド国民はイギリスに隷属して苦しんだ。しかし 1937 年に北アイルランドを残してやっと独立し、幾度もの飢饉を経ながらも、現在は貧困を脱して経済的に英国に追いつこうとしている。アイルランド人は従来陰うつで夢見がちだと言われていたが、実際には気楽で快活、機知に富むことで知られる。今ではアメリカ在住アイルランド

系が本国の人口を上廻り、ケネディー大統領を生み、現'15年娘のキャロライン女史が日本駐在大使を勤めていることは衆知の通りである。

(3) 政府は政策の誤りを矯正するのもその義務である。アイルランドに悪質な地主が存在するのは現実であり、ウェリントン公が实际的良識で警告し、'Croker'⁽⁵⁾は地主たちと借地人の過去50年間の戦争を述べていた。地主は狭い量見で独占を働き、小作人は騒乱から反逆者へと結び付く。例えばLord ClanricardeはGalwayに5万エーカーの土地を保有し、自分の小作人たちに近付こうともしないが、こうした地主を見過ごし永続させることは、Lansdale卿があまたの僧職給を専有するのと同じく馬鹿げた事である。暴動を引き起こすのは止めなければならないが、それ以前に余裕ある救済を彼らのために成されなければならない。それに成功しなければ、アイルランドに平和は有り得ない。

1881年の土地法案(the Land Act)は何の解決ももたらさなかった。それは単に便宜的に分割した所有権に基づくもので、主に2つの誤ちがあった。アイルランドの借地人には、1.物質的悲嘆(a material grievance)と2.道義的悲嘆(a moral grievance)とがあつて、土地条例は物質的悲嘆のみを扱い、道義的悲嘆を取り残した。秩序の根本にある悪い地主主義への悲嘆には殆どタッチされていない。善良な地主たちと悪質な地主の間の相違に全く留意せず、土地条例の通過時に、アイルランド農家の道義的負担を和げるための善良な地主と悪徳地主を分別する方策も無かった。グラッドストンの最近の購入法案(Purchase Bill)で一様に買い尽くされることになったが、この法案はSpencer卿の主張とHome Rule Billとを折衷したものとと言われる。閣僚たちは何らかの圧力を悪徳地主にかけて、理性ある行動を取らせるべきである。それだけ行政には重要な役目がある。Sir Michael Hicks-BeachとSir Redvers Butlerは悪徳地主たちに圧力をかけ続けて、逆に攻撃された。しかし現下の公共義務には実際最適の人材である。Morley氏を筆者(アーノルド)も従来高く評価してきたが期待される働きは見せず、Dillon氏やParnell氏は英・ア両国の分離論者で'Home Rule'を信奉していることから、期待できる存在ではない。一方、Home Ruleと両国の分離に強く反対する役人層は、現実には地主たちとの利害の一致をみているのである。しかし何としても地主たちに圧力をかけて、公共の善が求める限り、望ましい方向に進めたいと願うものだ。

国家の一般意見(general opinion of the country)が望む所では、政府がアイルランドの土地問題を立法で扱い、土地条例の手抜きを正して公平性を実現することに在る。保守党のリーダーたちは地方政治に適切な法案を準備し、混沌から救って欲しい。同様に彼らが教会問題にも理性を働かせ、土地問題の解決共ども進めて欲しい。Randolph Churchill卿の退任する中で、愚かで有害な王党主義(Toryism)に、真面目な政治改革への妨害を許してはならない。

They must 'be up and doing, and doing to good purpose,' they must keep friends with the mind of the country. And in the present unripe state of the Liberals of the nadir, we Liberals of the future, who happen to be grown, alas, rather old, shall then probably have to look forward to the Conservative Ministry,——⁽⁶⁾

「彼らは『立ち上がり事を成しつつ、良き目的のために成し』、国家の心に親しみ続けねばならな

第一回ニューヨーク大学研究滞在中に見たアイリッシュ・セルモニー、五番街セント・パトリック教会前を中心に兵士も参加して開催された。(一九九五年八月)



い。また現在天底に在る自由主義者の未熟な状態で、我ら未来の自由主義者は、あゝ、たまたま年老いて、今や恐らく保守の閣僚に期待を寄せねばならぬのだ、——」

少くとも我らの時を過ごし、多くの不平不満を捨てて改革の時を持てば、やがて事態が好転することも有り得るであろう。

※以上の最後に引用したアーノルドの述懐の言葉に、私（筆者）はこの世に生きて、恐れながら、数かずの不条理を経験してきた者の一人として、強い同情を感じ、心に沁みる感動を覚えずにはいられない思いがした。アーノルドの改革者としての無念さが、この一文によく表われていると言えよう。人間の持つ保守性というものは決して無くなるものではなく、その保守性のもたらす既得権への執着に対する闘いは、世に改革を志す者にとっての苦しい宿命なのであろうか？悪徳地主、役人層・王党派の改革妨害、そこに派生する社会階層と身分差別、カトリックと英国教派の対立——。万物は変転し、国家・社会には常に、解決・改善されなければならない問題が生じてくる。アイルランドは1937年に共和国で完全独立し、現在では北アイルランドについてもアイルランド系の争乱は静まっている。一方イギリスでは保守・労働の二大政党制となったが、それでも社会には置き去られたような人たちが存在していて、その苦しみ的一端を「下層の人たちは立ち上がれずに多く病気にさらされ、寿命も短い」と前論「アーノルド自由主義の天底」第1章の最後に記述した。それは『世界を見る目が変わる50の事実』⁽⁷⁾（創元社）という英婦人の著作の最終に書かれた記事を、参考にしたものであった。思えば筆者がオックスフォード大学・ロンドンに研究滞在中の1984年、帰国する折ヒースロー空港で赤ちゃんを抱いた10代の白人少女から、お金を下さいとせがまれた事があった。一見とても進歩した社会のように思われるイギリスでは、実は堅固な階級社会であって貴族、中流・下層の差別が現存する。前首相労働党首ブレア氏が在職中幾度か貴

族の国会議員廃止に努力したに拘らず実現はできなかった。アーノルドは19世紀に貴族廃止を唱えたが、(本文中何なに卿 Lord- という表現が多数登場している)とうてい実施される見込みはなかった。歴史的には、17世紀末にトーリイ、ホイッグの二政党が誕生したが、これは有力貴族の派閥政治であった。大衆の政治参加が可能となったのは、産業革命に依る社会構造の変化を経た1830年代以降のことである。

1918年第一次世界大戦が終結し、その後一年半ほどしてイギリスにも大きな不況が訪れた。産業不振から資本家は労働者の賃金を減らそうとし、労働者はストライキで対抗した。大戦中の1916年自由党はアスキス政権の下でロイド・ジョージ派と分裂し、労働階級は新しく登場した労働党に期待を寄せた。折からの小選挙区制のもとで自由党は議席を失い、没落の運命をたどった。以後第二次大戦を経て現在まで保守と労働の二大政党で、政治は展開されてきた。現在ごく少数の自由民主党議員がいるが、これは旧自由党の垂流的存在かもしれない。けれども王室制の制約の下で貴族の身分制は保たれ、古いものを大事にする国民性からも、その保守的階層制は基本的には変わらないと言われる。我われが一般のイギリス人と接触するとツツツしている印象を受けるが、一旦親しむととても心優しく親切なことが判る。これはアメリカ白人とのすぐ親しんでパツと別れる感覚とは、好対照を成しているように思われる。最近、保守党キャメロン政権下でイギリスのEU脱退が検討され、スコットランドの独立運動にも対処しなければならなくなっている。かつては西欧や、世界を代表する議会制度を創始した国であると誇ってきたが、今下層を含むイギリス大衆が、この王制下の議会制度で充分満足しているものかどうか、筆者には強い疑問も感じられるところである。

さてこれまで、アーノルドの手になる本格的政治論を5つ手掛けてきた。残り1つに古い“*Irish Catholicism and British Liberalism*”があるが、これまでの検討で或程度想像でき、重複する内容も多いと思われるので、政治論はこれで一区切りを付けたい。資料はミシガン大学のアーノルド散文全集で、これまでに現代的意義のある、宗教・哲学・文学その他多数の作品の翻訳をノートにすませているが、次回には、時局がら、彼のイスラム論を取り挙げることにしたいと考えている。

2

国家政体の統治に関わる書き物として、史上有名なものの一つにマキアベリの君主論‘*Il Principe*’がある。これは1532年頃 Niccolo Machiavelli がフィレンツェ共和政体の外交任務に就いていた経験や、広範な読書からの知識を、ロレンツォ・デ・メディチ殿下に拝謁を願う際に贈り物として提供され、世に出された著作である。本節2では、当書から厳しい現実認識の上で、統治に係わる普遍的原則として価値を認められるものだけ、以下に絞って掲げることにする。資料は岩波文庫版『君主論』である。全体で26章から成るが、各章に付いた長い題名は、必要なものを除いて省略する。表現を一部簡潔な形に修正した。

第二章 王が自分の味方になった総ての者たちに安全を保障し庇護を与えていたならば、殆ど何

の困難もなくイタリアでの名声を、保ち続けることができたであろう。(p.29)

第四章 王国の維持には人心掌握術が左右する。共和政体の中では人民の活力は更に大きく、憎悪の念も復讐心も更に強い。古くから続く自由の記憶が無くなる事はない。(p.41)

第六章 賢明な人ならば常に偉大な人物が通った道から入って、甚だしく抜きん出たそれらの人びとの真似に倣すべきである。(p.43) 人民は本性に於て変わりやすい。(p.47)

第七章 自分の新しい君主政体の中で、敵を退けて味方を殖やし、武力や謀略によって打ち負かし、民衆から愛されかつ恐れられ、あなたに危害を加える能力と危惧のある者たちを抹殺し、新しい制度に依って古い制度を改め、峻厳であると同時に慈悲深く振舞い、寛大でありかつ惜しみなく与え、忠実でない軍は解体させて新たに組織し直し、王侯や君主たちとは友好関係を保ちつつ、あなたに進んで利益をもたらすように仕向けるか、或いは彼らを攻撃する際には慎重を期すこと。(p.62)

第八章 (権力の奪取と善悪の用い方、それに、悪の権力は決して長続きしない事実を述べる。)

第九章 有力者たちの側は民衆に命令しよう抑圧しようとする。(p.72) 有力者たちを敵にまわせば常に先走って我が身の助かる道を考え、勝利すると予期される人物には褒賞を求めて人は近づく。いかなる君主でも民衆を味方に付けておく事が必要である。(p.77)

第十章 ドイツの諸都市は極めて自由であり、周辺領域は殆ど持たず、皇帝には必要な時に従うだけで、この事で周辺に割拠する他のいかなる権力者のことも恐れない。なぜなら、これらへの攻略は厄介で困難だと誰もが考えるように、城壁や濠で堅固に防備されているから。(p.82) (実例をローテンブルクに見る、1998年夏に筆者参観)

第十一章 聖職者の君主政体 これは宗教に根差した制度に依って支えられ、非常に強力で特殊な効能を持っている。君主がどのように振舞おうと、政権を持ちながらそれを防衛せず、臣民を持ちながらそれを統治しない。(p.85) (日本という島国で、高天原から天孫降臨した万世一系の神、天皇。「日本書紀」・「古事記」の神話伝説は典型的にこれに該当。天皇制は二重権力の内核)

第十二章 軍隊 すべての政体を持つべき土台の基本とは、良き法律と良き軍隊である。(p.91) 君主ならば自ら陣頭に立って指揮官の役割を果たさねばならない。(p.93)

第十五章 君主への褒貶 総ての面で善い活動を望む人間は、沢山の善からぬ者たちの間にあって破滅するしかないのだから、必要なのは自らの地位を保持したければ、善からぬ者にもなり得る業を身に付け、必要に応じて使い分けすることだ。(p.116) 総てを熟慮してみれば、美德であると思われるものでも、やがて己の破滅に到ることがあり、悪徳と思われることでも、やがて己の安全と繁栄を生み出すこともある。(p.117)

第十七章 冷酷と慈悲 ハンニバルの赫たる幾多の行動の中で特筆すべきは、あれ程膨大な軍勢を率いて、その中に無数の人種を混在させながら異郷での作戦に拘らず、順境の際と同様、逆境にあっては部下の間で、一度として不和の生じた例がなかった。彼の冷酷さがその力量と相まって、彼の兵士たちの目には尊敬すべきと同時に、恐るべき人物として映ったのであった。(p.128)

第十八章 君主の信義 経験に依って私たちの世に見てきたのは、偉業を成し遂げた君主が信義

など殆ど考えにも入れないで、人間たちの頭脳を狡猾に欺くすべを知る者たちであった事である。そして結局、彼らが誠意を宗とした者たちに立ち優ったのであった。(p.181) 君主たる者は、人間を善良な存在と呼ぶための事項をすべて守るわけにも行かず、運命の風向きや事態の変化が命ずるままに、己の行動様式を転換させる心構えを持たなければならない。そして外見上いかにも慈悲深く信義を守り、いかにも人間的で誠実、宗教心に満ちているかのように振舞わねばならない。(p.134) (毎年公表せずに国税の約300億円を消費し、東日本大震災の困窮被害者を見舞い訪問した天皇明仁の言葉に、矛盾はないものか? スペイン王室は国民の苦況を見て王室費を公表した)

第十九章 君主たる者は、民衆の憎しみをかうような事があってはならない。(p.142) マルクス(アウレリウス)、ベルティナックス、アレクサンデルの総てが簡素な生活を守り、正義を愛し、残虐を敵とし、人間的で慈悲深くあったのに、マルクスを除いてことごとくが悲運の最後を遂げた。(p.145)

第二十章 政体の維持について最良の城砦があるとすれば、民衆に憎まれない事だ。(p.162)

第二十五章 運命の力 私たちの諸行為の半ばまでを運命の女神が勝手に支配しているのは真実だとしても、残る半ばの支配は、彼女が私たちに任せているのも真実である、と私は判断する。即ち慎重であるよりは果敢である方がまだ良い。なぜなら運命は女だから。周知の様に、冷静に行動する者たちよりも、むしろこういう者たちの方に、彼女は身を任せるものだ。(p.188)

第二十六章 イタリアの防衛 神が何から何まで手を下そうとされないのは、私たちから自由意志を、また私たちが属する栄光の部分、奪わないためである。(p.194) あなた方のご尊家が做おうとするならば、他の何を措いてもまず、あらゆる企ての真の基礎として、自分たち固有の軍備を持つ必要がある。(p.195)

※最後の項目、軍備については、過大だったり統制がとれなかったり、或いは戦時中までの日本のように固定権力(天皇制)と強く結びついていると、国外ばかりでなく国内に於てさえ危険な存在となる。現在2015年、国連加盟194か国の中で世界で唯一、中米のコスタリカのみが治安維持のための警察隊があつて、軍隊は保有しない。所でこのマキアベリの「君主論」はルネサンス時代イタリアの古典であるが、21世紀に入った現在でも、国家論ひいては人生論としてみても、学ぶべき教訓は甚だ多い。特に人生への甘い期待観には、厳しい現実性を教えられる。統治する者に必要なその原則的在り方は、今日でも充分通用することであろう。

以上には、「君主論」の全文から重要な思想をチェックし、そこからまた採択すべき部分を絞り出した。そこにはマキアベリの強い現実的人間観の特質がにじみ出ている。1532年といえば、当時はまだイタリアが各地に王国と共和国が混在し、それぞれ独自の文化・制度を有していた。1861年にイタリア王国が誕生、普仏戦争後1870年、統一を達成した。1946年に国民投票に依つて君主制が廃止され、現在では共和国(Repubblica Italiana)として、憲法に王制復活を禁止する条項を持つ。なおニューヨーク市ワシントン広場の東北端近く、統一の英雄ガリバルジーの胸像が設置されていたのを、筆者はよく記憶している。

3

1889年(明治22)に制定発布された大日本帝国憲法は天皇が定めたとする欽定憲法で、天皇が統治権のすべてを握る総攬者であり、その地位は神聖不可侵のものとされた。即ち天皇は万世一系の統治者としての神だったのである(旧憲法第一条・第三条)。これが国民すべての服すべき道徳の根本とされていた。その上教育勅語では、「我が皇祖皇宗国を肇むること高遠に——」と述べて国家成立の淵源を示し、「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」と国民皆兵の義務を宣告していた。特に第二次大戦の戦闘開始を布告する(大元帥)天皇詔勅では、「天裕を保有し、帝国陸海軍は本八日未明、西太平洋に於て米英軍と戦闘状態に入れり」⁽⁶⁾という大本営発表として、神がかりで戦争に突入したのであった。

第二次世界大戦極東部での太平洋戦争が始まったのは、昭和16年(1941)12月8日である。戦況は予め準備されていた半年間勝利してからは、ミッドウェー海戦を境に敗北を重ね、将兵の決死的勇戦奮闘に拘らず、本土の多くの都市が焼野原と化し、320万の将兵と幾多民間人の犠牲を出す惨たんたる結果となった。それでも天皇制は生き残り、天皇の統治権への責任は回避されて終わった。率直に言って、マッカーサー司令官への占領政策協力で逃げきったのである。それで今日、戦後70年を経過する。1946年(昭和21)11月に新しい日本国憲法が公布されて主権在民、平和主義、基本的人権の尊重という画期的三原則が掲げられた。但し天皇制を残したため、国民が直接選挙できるのは国会のみであり、国会を「国権の最高機関」として、事実上の議員内閣制となった。そうして国会は自由党、現自民党が殆ど一党独裁の形で戦後70年を迎え、世襲議員多くして、今や国家財政は1100兆円の累積赤字を抱え、少子高齢化問題、人口減少、格差社会の拡大、産業の停滞と流出、2010年にGDPは中国に追い越され、尖閣諸島・北方四島の帰属問題が残った。

同じ2010年に民主党が分裂して下野した後、自民党が大量復活で第二次安倍晋三内閣が成立した。(安倍は戦時東條内閣の商工大臣岸信介、戦後復活して首相の孫)彼はアベノミクスと称する経済政策を掲げ、「私が決める政治」と言って秘密保護法、集団的自衛権(憲法第九条の放棄)、NHK・マスコミ支配、日銀総裁の指定、教育制度の改変(国を愛する教育)と次つぎに閣議決定や国会対策で強引に右傾化を進めてきた。彼は要職へのお仲間配置で、やがての憲法改訂を目指していることは明らかだと言われる。尤も自民党は、その前身自由党の創立時、鳩山一郎が、右翼児玉蒼士夫の手中にあった国民から戦時徴集した貴金属・宝石類の資金を、天皇制擁護の条件で受け取り結党された事実は、先論「戦後日本政治の潮流 I」第3章に触れた通りである。

前論「日本統治機構の特質と矛盾 I」では、日本皇室は公表されたことのない年間300億円程の国税に依って支えられ(一時の情報公開法に依る小著で知られる)、総理はじめ地位表彰して国民を序列化するだけでなく、その周囲に特権・支配階層を存続させる現象を指摘した。世襲天皇制とは明らかに言えば、国民の納める税金に依って支えられながら、国家庶民を差別立てする存在だ

と言っても間違いにはならない。『文明の衝突』論のハンチントン教授の言うように、日本は「天皇を頂点とする縦社会」で、これが所謂国体の本性であり、特権階級や右翼人は喜ばないだろうが、この「秘密とタブーの日本皇室」と言われる本質を、歴史的学問的に判る範囲内で、正確に検証しておきたいと思う。これは終戦時まで許されなかった事で、多くのまっ当な学者・思想家が権力から迫害を受け、戦争で庶民が払った大きな犠牲によってあがなわれた自由がもたらした研究だと言ってよいだろう。検討資料は単行本・雑誌新聞の数十部に及び、筆者自身の人生経験からも割り出された考察であると申し上げたい。引用原文には著書名を括弧に入れ、慎んで付記することにする。

※ ※

国家形成への考察 太平洋戦争開始の2年前(昭和14年、1939)、皇紀「紀元2600年奉祝歌」という歌曲が日本中に流布され、広く全国各地で大祝祭が催されていた。私(筆者)は当時小一生で、郷里の街いわき(平市)でも、大規模な提灯行列が行われたことを記憶している。(亡き母と妹の3人で遅れて後を追いかけた)当時から2600年前に天皇制が創立されたという国家的祝賀の行事であった。『山川詳説日本史』の年表を見ると、日本は西暦前1世紀頃は倭の小国が分立していて、今から2670年前といえば、石器時代・縄文時代を経て漸く弥生文化を迎え、水稻耕作・金属器使用が始った時代に当たる。皇紀2600年などというのは、デタラメというより、いかに大国的誇大妄想の結果で国民を踊らせていたかという事が判る。これは日本実業出版『早わかり日本史』の出来事年表、かんき版『日本史がわかる本』の記事を見ても同じ事だと言える。文明を世界的に見ると、人類の歴史は約5000年前あたりからエジプト、メソポタミア、インダスと黄河の四大文明に始まり、後出のメソ・アメリカ文明を別として、日本が耶馬台国・古墳時代と称されるようになったのがギリシア、ローマの時代より遙かに遅れ、漸く西暦紀元一世紀以降の事である。(日本実業出版『早わかり世界史』対照略年表)

日本民族は有史以前に近隣地域・大陸からの民族が渡来し、土着のアイヌ系民族とも同化して現在に至ると考えても、三世紀後半から七世紀にかけては権力者の古墳が各地に造営されていた。また中国で後漢ごの三国時代の歴史書「魏志」倭人伝によると、倭国では2世紀末に争乱が起り、やがて耶馬台国を中心に29の小国連合が生まれ、女王卑弥呼が239年に魏の皇帝に遣使していたという。彼女は巫女として神の意志を聞く呪術的権威で政治を行ったとされる。但しこの耶馬台国の所在は現在、九州説と大和説があつて確定していない。一方、大規模な古墳が大和(奈良県)に集中していることから、この地に大和朝廷が成立していたと考えられている。これは近畿中央部の勢力に依る政治連合のヤマト政権である。他に「因幡の白兔」や「国譲り物語」で知られる大国主命が住んだという出雲の国は、有力な地方国として存在していた可能性が高い。出雲大社はその証しとなっているのではないかと。いずれにせよこの四世紀初には、中国内が乱れ、朝鮮半島でも動きが活発化して北部の高句麗は領土拡張に動き、半島南部の百済・新羅・加耶(任那)との間に動乱が起きて、日本は百済との交流と同盟から391年には朝鮮南部に出兵し、高句麗と戦っている。

この頃、倭国は百済や加耶から様々な技術を学び、多くの渡来人がそれを伝えた。5世紀から6世紀にかけ、大王を中心とした大和政権は関東から九州中部に及ぶ地方豪族を服属させ、支配体制を形成して行く。氏姓制度という支配の体制で、氏単位にヤマト政権の職務を分担する。また彼らに姓(カバネ)を与えた。こうして豪族を政権に奉仕するよう仕組んだのである。5世紀には、倭の五王が東晋や宗に国使を派遣していた。

仏教は67年に後漢、384年に百済へと伝わり、538年ごろに我が国にもたらされた。欽明天皇の時代という。受け入れをめぐって蘇我氏と物部氏が激しく対立し、蘇我氏の私的崇拜は認められた。のち普遍的教義を中心に持つ仏教が、氏族制度に基づく豪族連合政権の大和朝廷を中央集権的律令国家へ変革するのに利用され、蘇我氏は渡来人を配下につけて文化・技術を摂取し、蘇我馬子が物部守屋を滅ぼしてしまった。これで蘇我氏は朝廷の実権を握り、仏教は朝廷から公認されて、国家の中央集権化に進展していくことになったとされる。これは飛鳥時代初期のことである。

(以降本章では平安時代末まで『山川日本史』を主とし、前記の2著その他を参考として一般的な歴史の経過を簡約して記す。次の第4章では、現代の学者・研究家の諸説を参照して真実と問題性を取り上げながら、天皇制成立の事態を軸として簡潔な記述とする)

※ ※

律令国家から平城京時代へ 物部氏を滅ぼして権力を握った蘇我馬子は、自分と推古天皇の甥、厩戸王(聖徳太子)の協力で603年に冠位十二階を、翌年に憲法十七条を定めた。618年隋に代わって唐が中国を統一し、長安を都として国際的な文化が開くと、倭国からは度たび遣唐使が派遣され、先進的制度や文化が移入された。2年前616年国内では豪族の特権を廃して公地公民制とし、全国的に人民と田地の調査、新税制の施行で中央集権化が目指された。これが大化改新である。一方、国力を充実させた唐は高句麗を滅ぼし、唐・新羅に対し根強い抵抗を示す百済の復興を支援して倭は大軍を派遣し、白村江の戦いで大敗した。664年頃、防人が対馬・壹岐・筑紫に配置されたのはその防衛のためであった。百済からは亡命貴族その他が来日した。

710年元明天皇は藤原京から奈良の平城京へ遷都し、唐の長安に習い都を東西・南北に走る道路で区画して、北部中央に平城宮を配した。薬師寺・興福寺・東大寺など大寺院が完成し、市の開設、貨幣の铸造、地方へ通ずる七道や諸国府への官道も整備された。蝦夷・出羽・隼人(南九州)から南西諸島にまで行政区を伸ばした。

8世紀初、藤原不比等(中臣鎌足の子)を中心に律令制が確立されると、皇族や大伴氏佐伯氏など有力貴族は相ついで衰退した。不比等は娘宮子を文武天皇に、皇太子(聖武天皇)にも娘光明子を嫁がせて天皇家と密接な関係を築いた。不比等の死後長屋王が右大臣となり政権を取ると、天皇外戚の地位に危うさを感じ、不比等の子智智麻呂・房前・宇合・麻呂の4兄弟は729年策謀して、長屋王を自殺に追い込み、光明子を皇后に立てるのに成功した。しかしこの4兄弟は、流行する天然痘で病死した。代わって皇族の橘諸兄が政権を引き継ぎ、唐留学帰りの吉備真備・玄昉が聖武天皇に信任されて活躍したが、740年藤原広嗣が九州で乱を起こして鎮圧された。政情不安・飢饉・疫病という社会動揺から仏教が鎮護国家の思想として重視され、国分寺建立、大仏造営が行われ

た。孝謙天皇時代、藤原仲麻呂が光明皇太后と組んで勢力を拡大、諸兄の子奈良麻呂を倒し、淳仁天皇から破格の特権と恵美押勝の名を賜った。しかし孝謙天皇が、看病に当たった僧道鏡を寵愛する淳仁天皇と対立すると、危機感を強めて挙兵して逆に滅ばされた。769年には、称徳天皇が神託により道鏡に皇位を譲ろうとしたが和氣清麻呂らに阻止された。次の皇位には藤原百川らの計らいで天武系に替えて天智系の光仁天皇が迎えられた。土地政策には新たに原野の開拓が奨励され、荘園が各地に設けられた。

国家意識が高まり、天武時代から国史の編纂が始まった。「古事記」は712年^{ひえだのあれ}稗田阿礼の口述を太安万侶が筆録し、「日本書紀」は^{とわろ}舎人親王が中心となって神代から持統まで天皇中心に書かれたものである。当代他には759年まで4500首を収録した「万葉集」、「風土記」・「懐風藻」が編まれた。発展する仏教の下に東大寺法華堂・唐招提寺金堂など他にも代表的建造物が加わり、優れた仏像彫刻も現れて天平文化と称される。

平安王朝の形成

光仁天皇と渡来系の高野新笠との間に生まれた桓武天皇が即位し、781年平城京から長岡京に遷都したが、造営を主導した藤原種継が暗殺され、794年に平安京に再遷都された。これ以後源頼朝が鎌倉に幕府を開くまでの400年間を、平安時代という。山背国を山城国と改め、陸奥地方には城柵を設けて行政支配を強めた。蝦夷の豪族阿弭流為^{あてるい}とも長く抗争を続けたが、征夷大將軍となった坂上田村麻呂が彼を帰順させた。桓武天皇は政治改革を地方にも広めて力を注いだのを、平城・嵯峨天皇も引き継いだ。だが嵯峨天皇の兄平城太上天皇が平城京に再遷都を企て大きな混乱が生じた。そこで蔵人役が設けられて藤原冬嗣が任命され、これが天皇側近としてやがて大きな役割を持つようになる。

8世紀から9世紀にかけ農民間に貧富の差が増大し、中央の国家財政が厳しくなると、公宮田・宮田を設け直営方式で財源の確保を図った。皇族や貴族も私的に土地を集積し、勢力を振るうようになった。この頃国風文化も興隆し、空海・最澄・小野篁^{たかむら}・菅原道真らがその担い手として知られる。仏教での加持祈祷・山伏修業、それに密教芸術が繁栄した。

摂関政治 桓武・嵯峨天皇は貴族たちを抑えて国政を指導したが、藤原氏特に北家が天皇家との結びつきを強めて勢力を伸ばした。北家の冬嗣が蔵人頭となって、皇室と姻戚関係を結んだのである。その子良房は大伴・橘ら他氏族の勢力を退け、858年幼少の清和天皇を即位させて外祖父として摂政となった。継いで藤原基経は陽成天皇を譲位させ、光孝天皇を即位させて関白の地位を得た。その上宇多天皇の勅書に抗議して撤回させ、己の地位を強化した。死後、藤原氏を外戚としないう多天皇は摂政・関白を置かず、学者菅原道真を重用したことで、次の醍醐天皇のとき藤原時平は策謀を用いて道真を追放した。醍醐・村上天皇は摂政・関白をおこななかったが、親政の合間には藤原忠平が摂関を勤め、その後藤原北家の勢力が子孫代だい摂関役を独占して、その地位は不動のものとなった。

摂政とは天皇が幼少時に政務を代行し、関白は天皇の後見役として政治を補佐する地位である。摂関政治とは、政権の最高座にあつて10世紀後半から11世紀までの政治を指し、その家柄を摂関

家と言う。藤原氏の内部でも地位を争っていたが、10世紀末には藤原道長が娘を皇后や皇太子妃とし、30年にわたって権力を振るった。後一条・後朱雀・後冷泉天皇は道長の外戚であり、藤原頼道は50年も摂政・関白を勤めた。政治運営は摂関政治下でも天皇が太政官を通じて官吏を指揮し、政務は太政官と公卿で審議され、天皇の決裁を経て伝達された。摂関が官吏の人事権を握っていたため、中・下級の貴族は上級貴族に隷属し、昇進も家柄や外戚関係により決まっていた。

この時代国文学が発達して、「古今和歌集」・「源氏物語」・「枕草子」が世に出され、仏教は天台・真言の2宗が勢力を二分し、後に浄土宗も流行した。建築では藤原頼道の建てた平等院鳳凰堂が代表的なものといえる。

地方政治と武士 10世紀初に律令制がいきづまり、やがて荘園が発達するようになった。地方豪族や有力農民が力を持つことになり、武装して各地に紛争が発生した。武士団のうち関東には桓武平氏の平将門が現われ、瀬戸内海では藤原純友が海賊を働いて力を得た。その後、源平両氏が武家を形成し、特に源氏は義家の活躍もあって、東国に支配的地位を築いた。

※ ※

以上「山川詳説日本史」を中心に客観的に記述を進めてきたが、「早わかり日本史」では聖徳太子は存在しなかった、とする説が近年有力になったと指摘し、藤原北家の摂関政治は150年続いたと記している。また「日本史がわかる本」では「660年百済は唐と新羅連合軍により滅亡、百済王子余豊璋は人質として在日し、中大兄皇子は百済復興のため出兵、白村江の海戦で——」と記述している。(p.42) (尚この余豊璋については、後、大きな問題として登場する)

4

上述の一般史に表われない具体性や裏の真実を追求した専門家の叙述を次に検討したい。

1.【教えてくれない日本史の授業】(PHP)「神話では国譲りという言葉を使い、譲った後オオクニヌシ(青銅器文化)は立派な神殿に隠れたということになっていますが、実際にはやはりアマテラス側(鉄器使用)に殺されるか、自ら命を絶ったのです」(p.165)

2.【天皇・天皇制をよむ】(東大出版)「天平元年(729)長屋王は家族と共に聖武天皇から死を命じられた。天皇に危害を加え、国家を転覆させようとした罪である。王自身は服毒自殺させられた可能性が高い。藤原光明子を天皇と同等の執政権をもつ皇后の座につけることを目的とした藤原武智麻呂らの陰謀とされる。「続日本紀」が^{よこ}誣告と明記するように、その密告は虚偽であり、長屋王自身に反逆の意思はなかった」(p.92)

3.【藤原氏の悪行】(講談社)「はじめに；藤原氏は謀略好きだ。余りにも計略が大き過ぎるから、彼らが何をしていたのか見えて来ない。過去の行動をすっかり歴史から消し去ってしまった。そして今だに日本の支配階級を形成している。その事に気付いている人は少ない。例えば京都の公家の名一近衛・鷹司・九条・西園寺・徳大寺……岩倉・三条、彼らは中臣(藤原)鎌足の末裔、維新後華族の仲間入りし、朝廷を支配独占してきた。「自分たちだけが栄えればよい。楯突く

者・邪魔なヤツは、どんどん消せばいい」と藤原氏が考えたからではなかったか」(p.3)

これまで藤原氏は古代の英雄、高貴な家柄と信じられてきた。その目論みと行動力の大胆さ、知恵を絞り、政敵を次つぎに倒して千年の繁栄を築いてきた手腕には、将に驚がくさせられる。元来日本人が共存を得意としあまい文化を有してきた中で、藤原氏の祖・中臣鎌足は従来の豪族たちを排除し、歴代の子孫の見せる恐るべき生命力、巧みな手管、残酷な押しの強さなど、並大抵の才能と執念で出来るものではない。鎌足に殺された蘇我入鹿の悲劇一つを見ても、その陰謀好きさは鎌足が百済人豊璋そのものだと、著者関氏は強く主張している。しかも現代に至っても、日本の社会に閥閥のネットワークを持つと指摘し、ここで藤原氏の行動を、冷静な歴史観で見つめ直してみたいと語っている。(以上‘はじめに’の大意。以下各章から要点のみ収録)

第一章「大鏡」には中臣鎌足が「藤原」姓を賜った事を記している。藤原氏繁栄の基礎を築いたのは鎌足の子不比等で、手掛けたのは律令制の整備、平城京遷都、天皇の外戚(母親の親族)となることだった。藤原仲麻呂は安積親王が藤原腹でない事で密殺した事は通説でも承認。歴代天皇が殆ど藤原の子孫となり、摂関政治を始めて、北家を中心に特権階級として朝廷を制して行く。藤原道長の歌「この世をば我が世とぞ思う望月^{もちづき}の欠けたることもなしと思へば」。道長が自分の嫡流だけが外戚の地位を確保できるようにした事から院政が始まる。明治2年(1869)叙爵内規が確立し、公侯伯子男5種の爵位、公家・諸侯が選ばれた。公爵五摂家は藤原嫡流、閥閥の頂点は天皇。明治維新で尊王攘夷の嵐に乗り、「錦の御旗」をかざして天皇を引き立てた。

第二章 藤原氏の正体 「大鏡」に蘇我入鹿暗殺現場の記事がある。645年三韓貢ぎ献上日、鎌足は弓矢を手に傍観し、中大兄皇子が入鹿に切りつけた。親蘇我の古人大兄皇子は目撃して自宅へかけ戻り、「入鹿が韓人に殺された」と絶叫した、とある。鎌足は第三者的立場を取り、藤原氏は平安初期まで多くの人を殺し、楯突く者は容謝なく消し去った。古代の朝廷では各氏族から参政官を出す不文律があったが、藤原氏は話し合いを排し、一族のみで朝廷を牛耳るようになった。蘇我入鹿は大悪人だから鎌足に殺されたとする教科書的決めつけには疑問があり、旧体制側は破れ続けたという。鎌足登場後、残忍な殺しと激しい政争が増え、これを大陸や半島での非情な世界に生きてきた遺伝子の成せる業と見れば、説明がつくとする。豊璋が来日したのは舒明3年(631)3月で、百済に危機が迫って日本で暮らし、「日本書紀」に鎌足の記事が登場する。彼は中臣氏の系譜に紛れ込み、「日本書紀」編纂に中臣の伝承を重んじて神話構築したと見られるという。持統天皇は中大兄皇子の娘で鎌足の子不比等とコンビを組み、鎌足と不比等はこの関係を利用してのし上った。一時百済復興のため豊璋が日本を去ると鎌足は歴史から消え、百済滅亡後豊璋は行方不明とされたが日本水軍に助けられ、以後20年在日したと言われる。復興運動に活躍した鬼室権信の人気を妬んで謀殺し、在日中、蘇我倉山田石川麻呂を殺害しては生首を塩漬けにしたと伝えられる。当時日本に塩漬けの風習はなかった。鎌足を百済の豊璋と同一人物と見れば、多くの謎が解けてくると著者は述べている。白村江の戦い(663)後に多くの遣臣が来日した。彼らの大陸的執念は日本土着の豪族たちと異なり、騙し殺すという積極性で権力を握り、天皇外戚となり、政敵を徹底的に滅ぼし、手柄を横取りし、聖者さえ悪人にすり替える生き様であったと語られている。

第三章 古来ヤマトは権力を持たない祭司王の下で地方豪族が合議で治める国であったが、持統(女帝)と不比等の提携が以後千年に一度のチャンスをもたらした。不比等が官人となって「律令体制」をもたらした事に依る。藤原は体制創設の最大功労者として律令制をバックボーンに「天皇神道」を創始し、特権的地位を得たとする有力説(田村国澄)もある。白村江の敗戦後に唐・新羅軍の進攻に備え、西日本各地に山城と防人を配した。不利な百済救済に出兵し、国家の危機を招いた事で天武天皇が初めて皇族政治を行ったが、天武崩御後に持統が即位して不比等を抜擢したのである。「日本書紀」の発案は天武でも、完成したのは不比等であった。当時崇り信仰は祈禱きとうによって行われ、「呪術」が現実であった事から太陽神は祀る巫女みこだったものが、やがて天照大神となる。書紀編纂の頃持統は高天原の支配者天照大神のイメージで「高天原広野姫天皇」と変わり、これで大神から始まる天皇家の国母となった。これは将に藤原不比等の智謀がもとであった。不比等は領土も財もない所から、世紀の大チャンスをつかえた。律令制で、当初差し出された土地の価値や大きさで官位役職が与えられたが、世襲は認められず、官人・官僚が規定で出世階段を昇り、古代からの豪族はどんどん没落して丸裸となって行った。社会秩序を根底から覆すのに成功したのである。不比等は役人となり出世の糸口を掴んだ。旧豪族を煙に巻き、それに天皇の外戚となれば将に鬼に金棒であった。こうして藤原氏の基礎が築かれ、「日本書紀」は持統天皇で記録を終える。不比等の野望の大きさは驚嘆的である(p.143)。(恐るべき遠大なる利己主義だ！)

第四章 憲法十七条「和を以て貴し」とする日本人的発想に馴れた豪族たちは、不比等の律令政策に手も足も出なかった。藤原氏は律令と天皇権威の二つを使い分けたのである。天皇の命令の形を取れば、太政官の合議に関わりなく役人は動き出す。不比等はこの天皇権力を利用し、天皇家の系図に母親の系譜を付け足して「天皇家は藤原氏そのもの」となった。その上藤原は神祇しんぎ官となり、太政官と同等の地位で、律令体制を神祇信仰(神道)で支え支配していた。仏教への傾倒は藤原の方向に反することでもあり、不比等に不信を持つ聖武天皇は、仏教を特権階層の独占物とする事に疑問を抱いた。菅原道真は藤原時平のざん言で追放され、「院政」は藤原摂関家腹でない天皇が始めた挑戦であった。

「東風吹けば匂い起こせよ梅の花
主なしとして 春を忘れるな」(道真)

度重なる藤原氏の悪業への口惜しさにも増して、今追放されて立ち去る身の、何と悲しかったことであろう。

(散歩中見事に咲いた梅を見て。2016.2.5 筆者追記)

710年不比等が死去し、長屋王が「律令より天皇命令を上位に置けば将来に禍根を残す」と恐れた予見を、不比等の子4人が外戚の地位を危うくするとして殺害した。聖武天皇が藤原氏を追いつめようとし、称徳天皇が道鏡を天皇に仕立てようとしたのにも一理があった。そこで藤原は王家を天武系から天智系へとすげ替えて、平城京を捨てたのである。この頃皇族や公家の子孫で武器を手にして力を持った集団が、源氏や平氏として出現した。8-9世紀にかけて彼らは各地の乱を平定

し、領地を寄進し土地を管理した。一方で都の貴族たちは恋と和歌にうつつを抜かし、武士をさげすんでいた。それに書紀に伝える物部と蘇我の争いは仏教導入に関してでなく、律令制変容の是非が真の要因であり、両家の遺著は書紀の記述とは全く異なるという。「竹取物語」もその悲劇の真実を伝えている。いずれも弱肉強食を地で行っていた藤原氏へ、大きな遺恨を叙したものだと言われる。‘おわりに’として、日本各地で祀られるのは出雲系や土地の神々で、純粋な神道などが明確に存在していたかは定かではなく、明治政府によって天皇を一神教的な神格に仕上げ、富国強兵策を推進する道具とした(p.201)ものである、と結んでいる。

4.【天孫降臨の夢】(NHK出版)(上記「藤原氏の悪行」とは別著者)‘はじめに’「宗教的権威として天皇を利用するなら、思い切って天皇を神としたらどうか。その途方もない企てを構想し、実現した人物がいた。「日本書紀」編纂の最高責任者の藤原不比等である。そして、そのために彼の手によって創造されたのが高天原・天孫降臨・万世一系という神話であった」、「不比等は、過去の大王とも中国の皇帝とも異なる〈天皇〉という概念、さらには天皇制という価値観を日本の歴史・文化の中に据えたのである。何のために? もちろん、自らと一族のためである。しかし、その影響は、不比等の思惑を越えて、今なお日本の隅々に及んでいる。日本人は、今なお不比等の呪縛下にある。」(p.8,9)「問題は、どのようにして「日本書紀」を乗り越えるかであるが、歴史学の場合、何と言っても重要なのは史料批判である。まず個々の史料の信憑性を検証し、信頼できる史料に基づいて史実を語らねばならない。それが大原則である。」(以下語句の採録ページ番号は簡略化のため省く)

第I部「日本書紀」の構想 今日、中国で唐の高宗の674年に、君主の称号が、「皇帝」から「天皇」に代わったが、天武朝に伝わり、持統三年(689)に編纂された飛鳥浄御原令に於て正式に採用されたというのが定説となっている。政治の中心に天皇がいる。その天皇にリーダーシップ、実権はない。これが日本天皇制の独自の政治秩序の特徴である。天平時代に於て、天皇も皇后も彼らを取り巻く女性たちも、すべて藤原不比等の子孫かその近親であった。皇位に関わる人間はすべて藤原一族であり、皇室は藤原氏という集団の一部として存在していた。「日本書紀」は全体として、天皇を頂点とする国家秩序の形成を描こうとした書であり、書紀には系図一巻が付属していた。これ以来諸豪族は歴代天皇を中心とし、自分の家柄を示す系図を盛んに作るようになった。ここから日本人の系譜観が成立した。私(大山氏)が古代の天皇を冒瀆ぼうとくしていると感じる人がいるかもしれないが、冒瀆しているのは「日本書紀」の編者が真実に対してである。多数の人々が「日本書紀」の編纂に関わったとしても、その指導的理念を構想したのは不比等だったからである。藤原氏の娘が天皇の子を生む。やがてその子が天皇になる。これを繰り返せば天皇は完全に藤原氏の一部になる。その論理を「日本書紀」に於て確立する。これまで日本人が教えられてきた古代史は、すべて「日本書紀」を鵜呑みにしたものであった。「日本書紀」を批判的に論ずる研究者は殆どいなかったし、いつも政治の力で異端視され押さえ込まれてきたからである。「日本書紀」の記述は虚構に満ちている。その虚構を剥ぎ取ると、その下に蘇我馬子という真実が隠されている。蘇我馬子が大王であったことは間違いない。蘇我入鹿を、王位を僭称する逆賊とし、それを中大兄と鎌足

らが懲罰するという「日本書紀」のストーリーは虚言そのものであり、645年に蘇我蝦夷・入鹿への中大兄と中臣鎌足らのクーデター後、すぐ新政権に依る大化改新が始まった事実は、鎌足らが相応用意周到な準備をしていたことを示している。聖徳太子を創作した目的は皇室正当化のためで、1. 聖天子像の必要、2. 高天原・天孫降臨・万世一系構想との関連からである。

第II部 天孫降臨の夢 中国の場合、どの王朝も前王朝を武力で倒した征服王朝で、皇帝は絶対の専制君主、官僚制は皇帝の意思を執行する機関であった。中国の官僚制と日本の伝統的氏族制を折衷し、天皇と貴族・官人の君臣関係を国家秩序の基本としたと見る研究者は多い。現実の天皇が優れた学識と人格の持主とは限らないから、それ以前に天皇の権威を確立させるため、草壁・軽・首の血筋を父系をたどって遠く神代まで遡らせ、高天原・天孫降臨に始まる万世一系の神話を創造した。国政の最高機関として太政官が成立し、天皇は国政審議の場から外れる。国家の最終的意思決定には詔勅が必要であり、何より人事権により太政官をコントロールできるシステムが出来た。そのため天皇の神格化が必要となり、その目的のため記紀神話が作られた。天武朝後半で政治をリードしたのは持統(女帝)を主とするが、側近以上のブレインとして、斬新遠大な政治理念を持つ藤原不比等がいた。天皇及び皇室を隠れ蓑として利用するやり方、律令のカラクリで、太政官(不比等)のもとに決定される政策を天皇名で実行する——天皇家と藤原家の連続願望が実現される。大津皇子に謀反の疑いで死を与えたのは、持統の陰の謀略家不比等の才能による最初の事件であった。不比等の計画で、柿本人麻呂に依り天皇神格化の神話原形が作られ、持統3年頃に天皇神格化表現が成立した。天武即位の詔に初めて「高天原」の語が使われ、後「日本書紀」で「高天原広野姫」を支配者として「天照大神」となる。持統を指した表現で次に万世一系虚構神話に発展するが、それは持統と不比等の願望であった。持統の願望を実現しつつ藤原氏自身の権力を構築したのが不比等である。天孫降臨神話にみる藤原ダイナスティ(上山春平説)である。高天原という語は「日本書紀」,「古事記」に使われ、奈良時代以降の祝詞^{のりと}で多用されて、それで天皇制・皇室の尊厳を象徴する事になる。天皇神話は、高句麗滅亡後、新羅の使節金庾信と鎌足との交流に影響を受けたものと考えられる。天孫降臨に続いて海幸・山幸の神話が展開し、次に神武東征が連なる。最初は賢い神(思兼神)としていたが、後改めて高皇産靈尊として不比等自身を創作した。神武東征から歴代天皇が続くということで、記紀神話は編纂段階で、不比等を中心に編者たちに依って作られたものである。不比等が作った「日本書紀」の神話から天皇制が成立し、それを利用して明治天皇制も成立した。皇国史観はそのお先棒を担いだに過ぎない。明治憲法と教育勅語が流布し、国民が皇国史観に洗脳されてくると、そのお先棒^{あらひとがみ}を担ぐ学問——天皇を現人神とする神話を正当化し、その根拠をもっともらしく論ずる学問が生ずる。皇室は藤原氏の一部としてしか存在しない。そういうシステムが世上言う天皇制なのである。

※ ※

いやー、何という恐ろしい、驚くべき話なのだろう。最高権力者の卑しい支配欲・栄誉欲に捕らわれた強烈な排他的利己性と、我執に依る争いを知って、まさにあきれるばかりである。藤原氏、中でも不比等という人物の行いは、並なみの良心を持った人間が出来た事ではない。不比等の才覚

を評価する筋もあろうが、人間世界に生きて良心の呵責なく計画・実行できるのであれば、並以上の知能と意欲でも、それ相当の稀な悪大業が出来るのではないかと筆者は思う。それに不平等自身と鎌足親子の血は、過去にそういう世界を見知り、馴染んでいたのではないかと考えても、決して不思議、不自然ではない。現代では法規範が一応整っているので、とてもこれ程人倫を逸脱した悪事・悪計を実行できるものではない。それに当時、彼は最高権力者であった。不平等だけでなく、親の鎌足、4人の息子たちの殺人、また以後代々の藤原一族の持った体質には恐怖と、脅威を感じないではすまない。しかし第3章に上述してきた通り、公認されている一般史の中に、それぞれの専門家の所見を挿入しても、殆ど矛盾はなく、むしろ合理的理解の助けになると言っても過言ではない。私(筆者)には、雲に乗って天孫、神の子天皇の祖先が降りて来たという挿し絵が、少年時代の「修身」国定教科書に載っていた昔のかすかな記憶があるように思う。

昨年と一昨年の事だったか、私に研究書の著作者2人と会談する機会があった。関裕二氏とは渋谷スペイン坂のレストランで会い、関さんは、「日本神道関係の人たちに不平等は大恩人で、私は余り歓迎されていない」と語っておられた。も一人の大山誠一教授は柏市に來られて、高島屋新館のレストランで会食した。私が天皇制について「大の利己主義(野望)が神を装って永続したのですね」との問いかけに、無論、異論の返答はなかった。実は今回の論説(本稿)を書くのには日本史関係の著作だけでなく、傍系資料として世界史、政治学、哲学、宗教書その他多種の著書に接し、広い見地を基礎に構成したものであるが、筆者自身の人生体験も反映していることだろうと思う。次回には、天皇制について一応の結論を出したい。またアーノルドの「イスラム」論を検討し、この宗教からどうしてテロが生ずるのか、イスラムの神と日本の神や天皇とはどう違うのか。今日の世界では、差し迫った問題だけでも、ISなど過激派の大規模テロ、ロシアの対ウクライナ紛争、中国の膨張(共産主義と称し、両国とも実質的には、独裁制国家官僚資本主義)、アメリカとグローバル資本主義(ロンドン・シティ、スイスを併せたタックスヘイブンを含む)などが際立って眼に止まる。だがそれにしても、日本の安倍晋三政権の在り方を見ていると、特に国民の声と乖離^{かいり}して、議員内閣制に政治構造的な行き詰まりを感じ取っている識者は、我われの間にも決して少くないのではないかと?

[註]

- (1) Matthew Arnold. "The Last Word". Edited by R.H. Super, Ann Arbor, the Univ. of Michigan Press. p.132, ℓ.5.
- (2) Ibid., p.135, ℓ.14.
- (3) Simon Bolivar (1783-1830), 南アメリカ独立運動指導者, スペインと戦い, コロンビア・ベネズエラ・ペルー・ボリビアの独立を達成。
- (4) "The Last Word". p.138, ℓ.3.
- (5) 「クローカー文書」, 1807年 J. W. Croker の記録, "A Sketch of the State of Ireland."
- (6) "The Last Word". p.143, ℓ.2.
- (7) ジェシカ・ウィリアムズ著(創元社)。
- (8) 筆者小三生時代からの記憶。

July 15, 2015 完成

(2015年9月29日受理)